

別府市公告第 206 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び別府市契約事務規則（平成 2 年別府市規則第 46 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

平成 28 年 6 月 7 日

別府市長 長野 恭 紘

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 別府市役所本庁舎改修に係る基本方針策定支援委託業務
- (2) 委託業務場所 別府市上野口町 1 番 15 号外
- (3) 契約期間 契約締結日～平成 29 年 3 月 21 日（火）
- (4) 概 要 別紙仕様書のとおり
- (5) 契約の方法 一般競争入札
- (6) 最低制限価格 設定する。（今回の契約内容の主旨に基づき最低制限価格の基準等については、別府市建設工事に関する業務委託契約に係る最低制限価格制度試行要領（平成 25 年別府市告示第 80 号）に準じることとする。）

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当せず、かつ、同条第 2 項の規定に基づく別府市の競争入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 別府市が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期に関する告示（昭和 60 年別府市告示第 269 号）の規定により資格の認定を受けている者で、有資格者名簿に業種コード「002001：建築コンサルタント建築一般」にて登録されている者であること。
- (3) 公告日から入札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和 60 年別府市告示第 76 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 入札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定に基づく改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 公告日を基準として過去5年の間に事務所移転計画立案、移転マネジメント業務等、対象案件と同種かつ同規模以上の契約の履行実績があること。
- (7) 沖縄県を除く九州管内に本店又は支店等（別府市との入札契約等に関する権限の委任を受けている者）があること。
- (8) 契約に伴う業務主任技術者選任通知書における業務主任技術者の資格として1級建築士の資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 担当課

郵便番号 874-8511

住 所 別府市上野口町1番15号
別府市総務部財産活用課

電話番号 0977-21-1118

(2) 本公告内容の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成28年6月7日（火）から平成28年6月29日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

②交付場所及び方法

別府市総務部財産活用課において直接交付を行うほか、別府市公式ホームページによるものとする。

http://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/

(3) 仕様書等の閲覧期間、場所及び方法

①閲覧期間

(2) の①に同じ。ただし、最終日は正午までとする。

②閲覧場所及び方法

別府市役所 4階 財産活用課及び別府市公式ホームページ

(4) 仕様書等の質疑応答

①仕様書等に質問がある場合には、次により仕様書等に対する質問書（様式第4号）を持参すること。

ア提出期間

平成28年6月7日（火）から平成28年6月23日（木）までの
休日を除く午前8時30分から午後5時まで

イ提出場所

郵便番号 874-8511

場 所 別府市上野口町1番15号
別府市総務部財産活用課

電話番号 0977-21-1118

②①に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア閲覧期間

原則として①のアの提出期間の最終日の翌日から起算して2日後までに開始する。閲覧時間は午前8時30分から午後5時までとし、最終日は入札予定日の前日の正午までとする。但し、休日は除く。

イ閲覧場所

別府市役所 4階 財産活用課及び別府市公式ホームページ

(5) 現場説明会 実施しない。

(6) 入札保証金 免除する。（別府市契約事務規則第21条第3項第2号）

(7) 入札（開札）の日時及び場所

①日 時 平成28年6月30日（木） 午前11時00分

②場 所 別府市上野口町1番15号
別府市役所 3階 入札室

③入札方法等

入札場所に入札書を持参することとし、郵送又は電送による入札は認められない。

④入札回数

原則として2回とする。

⑤その他

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価

格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者が代理人の場合は、当日委任状を持参すること。

4 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出、落札者の決定等

(1) 入札への参加を希望する者は、競争入札参加資格を確認するため競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）、競争入札参加資格状況表（別紙様式第2号）を提出すること。

①提出日時 平成28年6月30日（木）
午前10時から午前10時30分

②場 所 別府市上野口町1番15号
別府市役所3階入札室

(2) 入札の行われる日時及び場所において申請書等を提出しない者又は契約担当者が競争入札参加資格を有していないと認めた者は、当該入札に参加することができない。

(3) 開札後は、最低価格入札者の入札額及び業者名を公表の上、当該最低価格入札者を落札候補者とし、開札を終了する。

(4) 開札終了後、落札候補者の申請書等について審査し、落札候補者が競争入札参加資格を有していることを確認した場合には、当該落札候補者を落札者とし、競争入札参加資格を有していないことを確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）の競争入札参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が競争入札参加資格を有していない場合には、順に同様の手続きを行い、競争入札参加資格を有していない者が行った入札についてはこれを無効とし、その結果を通知する。

なお、落札者を決定した場合には、速やかに落札者に対し通知するとともに、当該入札結果を公表する。

(5) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（休日を除く。）以内に行うものとする。

ただし、最低の価格で入札した者が競争入札参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

5 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、4（4）の通知の日の翌日

から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対して、競争入札参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は自由）を持参して求めることができるものとする。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該説明を求められた日の翌日から起算して8日以内に書面により回答する。

(3) (1) の書面の提出場所は、3 (1) の担当課とする。

6 契約保証金

(1) 免除する。(別府市契約事務規則第6条第3項第9号)

7 契約書作成の要否

要

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札者としての資格のない者のした入札

(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5) 入札金額を訂正した入札

(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

(7) 公告に示した競争入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札

(8) その他入札開始前の注意事項、入札に関する条件に違反した入札

9 支払い条件

前払金 無

10 入札（開札）の中止等について

不正行為その他一般競争入札の実施に著しい支障が生じた場合は、開札を中止し、又は延期するものとする。

11 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、別府市役所本庁舎長寿命化等に係る委託業務要件設定型一般競争入札実施要領（平成28年告示第204号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号）による指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号）の規定に基づく指名停止を受けたとき（別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止要件に至った場合を含む。）

イ 入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)ア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消ができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3)ア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (6) 落札者（落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に(3)ア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。
- (7) 当該入札に参加しようとした者の名称並びにその者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。
- (8) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) その他不明な点は、別府市総務部財産活用課まで照会のこと。